

第3章 天橋立周辺景観計画

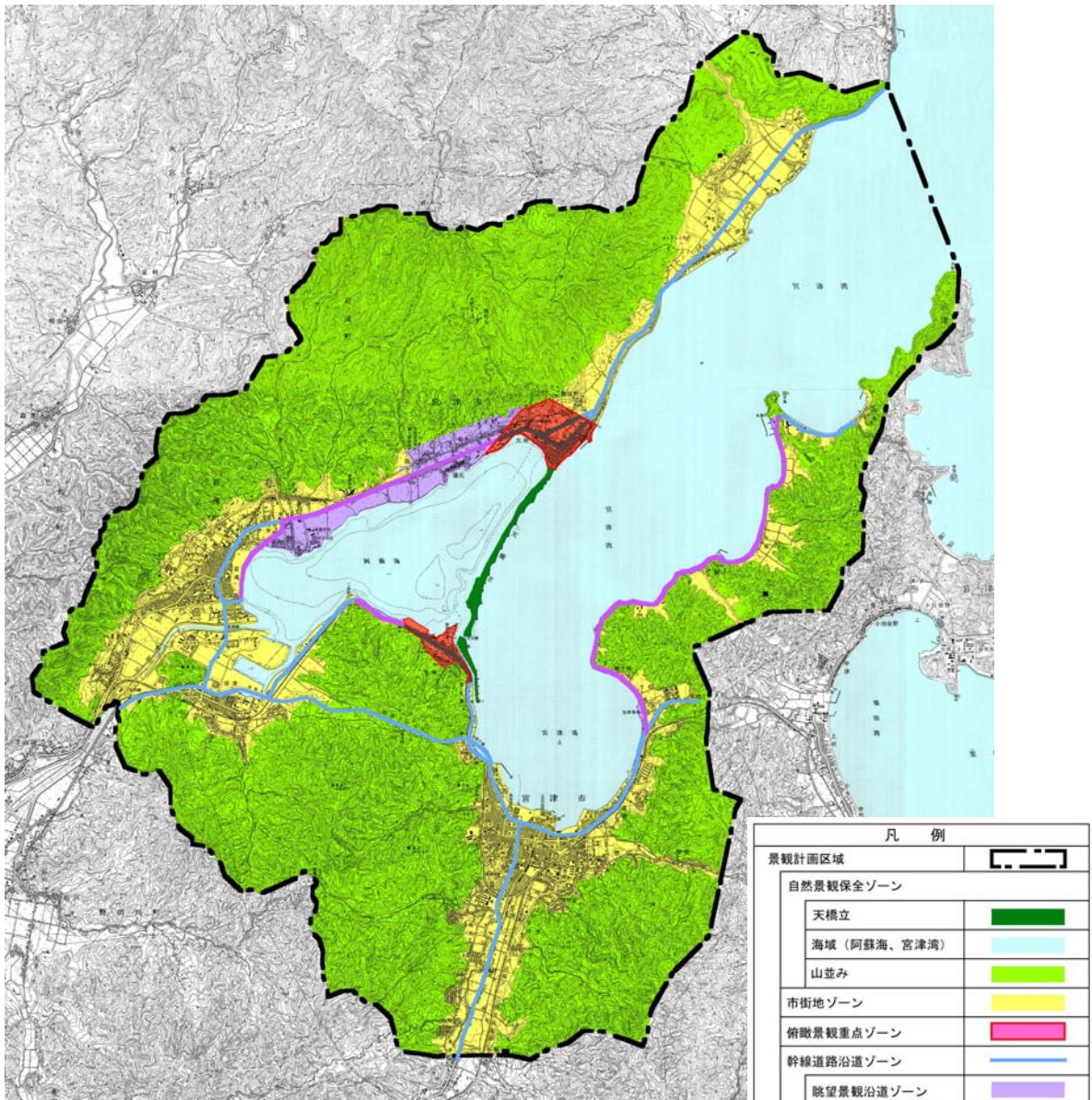
1. 景観計画の区域

(1) 景観計画の区域

《区域設定の考え方》

○天橋立周辺地域においては、自然景観と歴史的・文化的景観が地域の随所に点在し、それらが織りなす眺望景観は、この地に生活する人々や訪れる人々に潤いと安らぎを与え続けており、心象的風景として、天橋立周辺の景観を形づくっている。

○こうした眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を基本とし、景観計画区域を設定する。



設定区域・景観類型別区分図

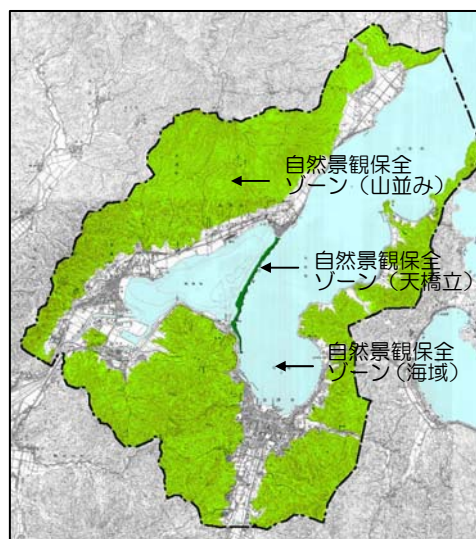
(2) 景観計画区域におけるゾーンの考え方

○区域においては、天橋立を中心とした山並みや海域、沿岸域における市街地等、様々な土地利用や景観特性に応じた景観が形成されており、一定の景観特性を有したまとまりをゾーンとして捉えて、景観形成基準を設定するものとする。

ゾーニング	対象区域（区域面積約 8,260 ha）
自然景観保全ゾーン	・「天橋立」「海域」及びその周囲を取り巻く「山並み」の区域
俯瞰景観重点ゾーン	・天橋立の主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から良好な俯瞰が得られる区域（天橋立を中心とした 100 度の範囲）
幹線道路沿道ゾーン	・沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路としての機能を有する幹線道路の沿道区域
眺望景観沿道ゾーン	・天橋立公園内から対岸の沿岸域へ眺望が得られる区域及び天橋立を眺望する沿岸域の区域
市街地ゾーン	・天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等を含め、他のゾーンを除く区域

①自然景観保全ゾーン

○天橋立を中心として、山並みと海域がおりなす豊かな自然景観は、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な景観要素であることから、「天橋立」、宮津湾と阿蘇海の「海域」及びその周囲を取り巻く「山並み」の範囲を「自然景観保全ゾーン」とする。



②俯瞰景観重点ゾーン

○天橋立の周囲の丘陵の頂や中腹には、古くから天橋立を俯瞰することができる複数の視点場が存在しており、地域住民や来訪者からもその眺望が親しまれている。（平成 17 年に実施した「天橋立周辺地域における魅力的な景観まちづくりに向けたアンケート調査」において、「大切にしたい眺望・景観の視点場」として「傘松公園」や「天橋立ビューランド」が上位に選定されている。）これらの視点場のうち、傘松公園（府中地区）と天橋立ビューランド（文珠地区）は（これ以降主要な視点場と言う）、主要な視点場から天橋立と近隣のまち並みまでの距離が近接しており、天橋立とまち並みが一体的に見え、天橋立周辺を代表する象徴的な俯瞰景観を有している。

○また、俯瞰されるまち並み付近には、籠神社や真名井神社（府中地区）、智恩寺（文珠地区）等の歴史的建造物が存在し、その周辺は閑静な佇まい見せ、その周辺のまち並みと歴史的文化的財が調和した景観を呈しており、より一層の趣きを感じさせる要素となっている。これら良好な俯瞰景観のために、重点的な景観形成が必要な地区を俯瞰景観重点ゾーンとする。

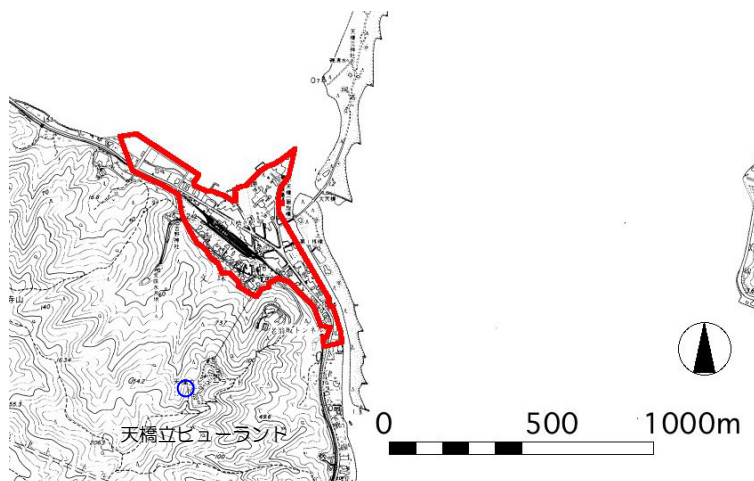
俯瞰景観重点ゾーン（文珠地区）

〈地区の特徴〉

天橋立の南端に位置し、古くから智恩寺の門前町として栄えたまち。土産物屋や宿泊施設等が集積する地域

〈地区の範囲〉

地区に隣接する丘陵に位置する主要な視点場（天橋立ビューランド）から俯瞰される市街地を対象（展望施設からの可視領域 100° の範囲）



面積：約 19ha

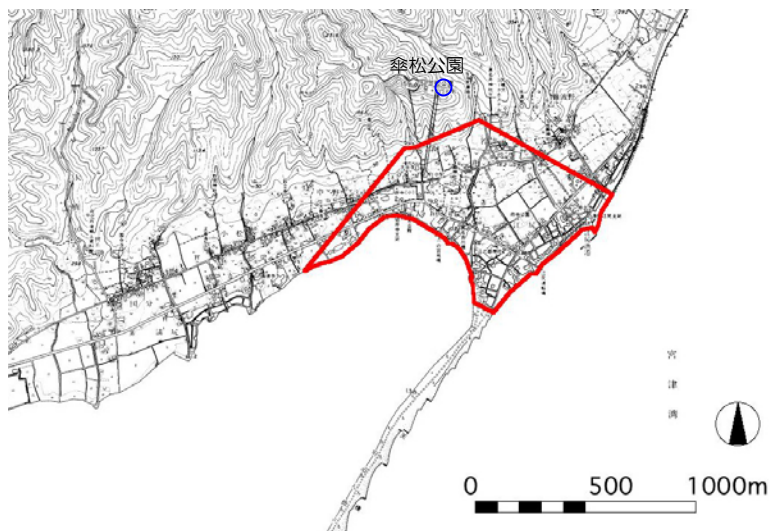
俯瞰景観重点ゾーン（府中地区）

〈地区の特徴〉

天橋立の北端に位置し、籠神社及び真名井神社等の歴史的資源や沿岸部のまち並みが特徴的な地域

〈地区の範囲〉

地区に隣接する丘陵に位置する主要な視点場（傘松公園）から俯瞰される市街地を対象（展望施設からの可視領域 100° の範囲）

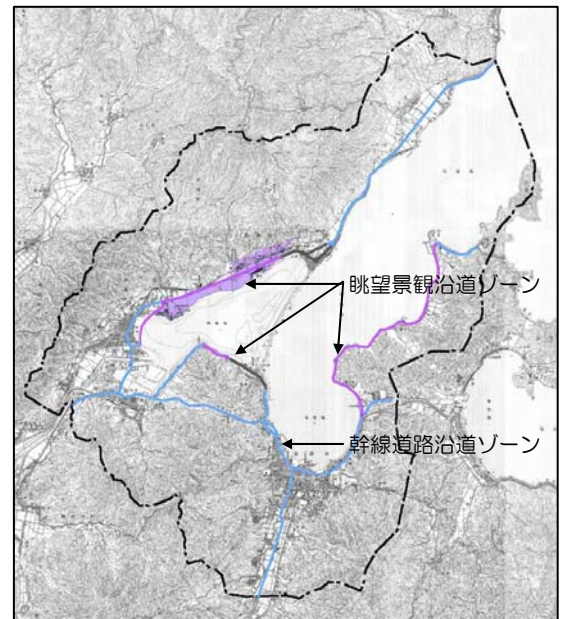


面積：約 54ha

③幹線道路沿道ゾーン

○天橋立周辺地域の幹線道路沿道は、来訪者等が最初に目にするまちの景観であるとともに、沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路としての機能を有することから、良好な沿道景観を形成していくために、「幹線道路沿道ゾーン」として区分する。

○国道176号・178号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線（いずれも計画区域内に存在するものに限る）の沿道区域を対象とする。



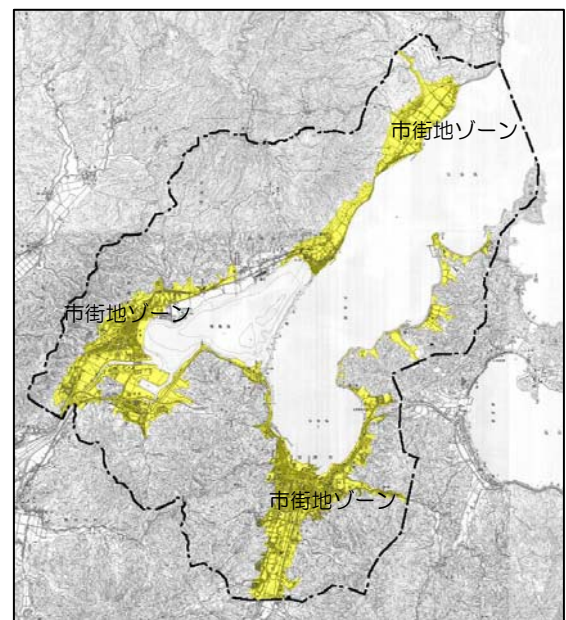
④眺望景観沿道ゾーン

○天橋立から眺望される対岸の幹線道路沿道を含む沿岸域については、天橋立からの眺望景観及び天橋立への眺望景観を維持、保全していくために、「眺望景観沿道ゾーン」として区分する。

○天橋立を視点場として、対岸の沿岸域へ眺望が得られる範囲とする。（天橋立から概ね2kmの範囲の沿岸部）

⑤市街地ゾーン

○天橋立周辺の沿岸域に形成されたまち並みや田園等を含め、上記のゾーンを除く範囲を「市街地ゾーン」とする。



2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成にあたってのメインテーマ

天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観の保全

○天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中核とした大景域の景観保全を図る。

○天橋立と一体的に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的なつながりなどから、俯瞰される眺望景観の保全を図る。

(2) 眺望景観保全のための景観形成方針

○景観形成にあたってのメインテーマを踏まえ、天橋立を中心とした周辺の恵まれた環境と特性を守り、育て、将来に継承していくための景観類型別の景観形成の基本方針は次のとおりとする。

ゾーニング	対象地域	対象となる要素と景観形成の基本方針
自然景観保全ゾーン	天橋立	天橋立公園 ・眺望景観の象徴的存在として保全
	海域	宮津湾、阿蘇海 ・天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全
	山並み	周囲の山林丘陵地 ・天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全
俯瞰景観重点ゾーン	文珠地区、府中地区	・主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全する景観形成を誘導
幹線道路沿道ゾーン	国道 176 号・178 号、府道宮津養父線・綾部大江宮津線・栗田半島線、都市計画道路岩滝海岸線の沿道	・天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導 ・幹線道路の沿道景観の調和に配慮した景観形成を誘導
	眺望景観沿道ゾーン	上記の一部区間及び沿岸域 ・沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望に配慮した景観形成を誘導
市街地ゾーン	市街地、田園等	・天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導

○地域の個性や景観資源を再生し、地域活性化につながるまち並み景観を誘導するため、今後、地域の状況に応じた地区毎のルールづくりを検討する。

①自然景観保全ゾーンにおける景観形成

1) 天橋立

眺望景観の象徴的存在として保全

○松並木と砂嘴の保全

- ・天橋立の松並木の良好な環境を維持創造するために、土壌の肥沃化の抑制、樹木密度のコントロールなど、適切な植生管理を行なう。
- ・天橋立の環境保全とのバランスを保ちながら適切な利用に係る維持管理を行ない、天橋立の良好な景観の維持、保全を図る。

2) 海域

天橋立と一体となった景観を形成する領域として保全

○海域の良好な維持管理

- ・海域は眺望景観の礎に相当する存在である。また、水辺は人に対して潤いを感じさせる場所でもあり、海域の環境保全は景観形成上、重要な要素である。
- ・阿蘇海、宮津湾の水質浄化に向けた取組みを推進する。

3) 山並み

天橋立や沿岸域の背景を構成する景観の骨格として保全

○眺望景観の借景となる山並みの保全

- ・沿岸域の借景となり連なる山並みは、その山容と豊かな自然を保全する。
- ・山頂付近に位置する展望施設や周辺施設等は、周囲の自然や植生等への配慮を行う。

○山林の適正な利用と維持管理

- ・竹林の侵食など山林の荒廃にして適切な維持管理対策を行う。

②俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成

主要な視点場からの天橋立と一体的に眺望される俯瞰景観を保全するため、眼下のまち並みと天橋立との調和に配慮した景観形成を誘導

○天橋立との調和に配慮した景観の維持・創出

- ・ゾーン内の建築物は形態・意匠に配慮し、良好な俯瞰景観保全のため、風格ある景観を形成する。
- ・低層の住宅が軒を連ねる家並は、隣接する建物との連続性に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・天橋立の存在感が引き立つような景観形成を進めるため、建築物の屋根形状や色彩等の景観誘導を図る。
- ・歴史的な建造物の隣接地においては、その閑静な佇まいに配慮した景観を形成する。
- ・天橋立の松並木との連続性に配慮した敷地内緑化を推進する。

○海辺やその周辺の自然に配慮した空間の維持・創出

- ・天橋立に隣接する海浜部は、白砂青松の特徴的景観を維持保全するために、周辺の松林を適切に維持保全するとともに、良好な自然環境にふさわしい落ち着きのある海浜景観を形成する。
- ・海岸線や既存水路等の親水性を高め、松林等の緑との調和に配慮した地域性の感じられる景観を形成する。

○隣接するまち並み等に対する景観配慮

- ・敷地内の接道部の緑化や修景を行うなど、周辺と調和した景観を形成する。

③幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成

天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい景観形成を誘導

○幹線道路の沿道景観の調和に配慮

- ・幹線道路に面する建築物や工作物は、周辺の山並み等自然景観との調和に配慮した沿道景観を形成する。
- ・幹線道路沿道において、低層の住宅や店舗等が軒を連ねるまち並みでは、隣接する建築物との連続性に配慮した沿道景観を形成する。
- ・道路沿道における非自己用の屋外広告物等は、適切な規制・誘導により、良好な街路景観を形成する。

④眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成

沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導

○天橋立から眺望される沿道のまち並みに対する配慮

- ・幹線道路の沿道や海岸線に立地する建築物等は、沿道から眺める天橋立や天橋立から眺める対岸への眺望に配慮し、規模や配置を工夫する等、「みる・みられる」関係を大切に景観を形成する。
- ・幹線道路沿道の街路景観の形成を図るとともに、天橋立から眺望される宅地や田園等農地では、屋外広告物の適切な規制・誘導により、良好な眺望に配慮した景観を形成する。

⑤市街地ゾーンにおける景観形成

天橋立への大景域での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導

○天橋立から眺望されるまち並みに対する配慮

- ・沿岸域に立地する建築物や海岸線近くにあるまち並みは、対岸からの眺望や天橋立から眺望されることから、沿岸域に建つ大規模な建築物等は、規模や配置を工夫する等、眺望景観に配慮した景観を形成する。

○周辺への眺望景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や工作物等に対する配慮

- ・背景の山並みや隣接する田園風景等との調和に配慮した建物等の景観誘導を図る。
- ・隣接する山並みや近接する緑地等に配慮した建物や敷地周辺の景観の形成を図る。

○地域の特性に応じた良好なまち並みに対する配慮

- ・歴史的資源等の隣接地においては、それら資源周辺の松林等緑地の自然の潤いや歴史的な景観に配慮したまち並み景観を形成する。
- ・市街地や集落内に残るまとまった緑地等樹林は、まちなかの貴重な緑として適切な保全を図る。
- ・敷地内の緑化を推進し、潤いの感じられる景観を創出する。

3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

□眺望景観の保全を目的とした建築物及び工作物等の景観形成

- 天橋立周辺地域の景観を象徴する天橋立や周辺の山並みへの眺望は、それら自然景観に隣接する沿岸域に形成される建築物や工作物等の行為による影響を大きく受けることから、天橋立や山並み、海域の自然景観との調和を基本とした景観形成とする。
- 地域の象徴的な眺望景観の保全は、その中心的存在の天橋立や眺望の背景をなす山並み、海域等の自然景観の維持・保全が前提となる。特に沿岸域に接する山並みは、眺望の背景を構成する重要な山稜であることから、その山容を特徴づける山の稜線（主尾根）の保全を図り、山並みへの眺めを確保する。
- 建築物及び工作物等の行為は、沿岸域における周囲の景観を含め、天橋立や山並み等の自然景観との調和が求められ、眺望景観保全のために次のような配慮事項を基本に景観形成を図る。

□建築物及び工作物等の景観形成に係る基本的事項

- 天橋立を中心とした大景域の保全に資する天橋立への良好な眺望や周辺への眺望を阻害することがないように努めるとともに、俯瞰される景観に対する配慮により、地域の優れた眺望景観を保全・創造する。
- 景観の骨格をなす天橋立や海域、山並み等の自然景観との調和を基本に、周辺からの眺望景観を守るために、山の稜線の保全や海域等水辺環境との調和に配慮する。
- 周囲の自然やまち並み等に与える影響に配慮するとともに、圧迫感や特異な印象を与えないよう配慮する。

(1) 建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更基準

○建築物等の形態、意匠又は色彩等の制限並びに、建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更に係わる良好な景観形成のための制限は以下のとおりとする。

○対象区域内における自然公園内の特別地域においては、以下の基準に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準を満足させること。

①自然景観保全ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
自然景観保全ゾーン	建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積が10㎡以上のもの
	建築物の外観の変更又は色彩の変更	変更に係る面積が10㎡以上のもの

※いずれも軽易な行為等（非常災害時の応急措置、通常の管理行為等）は除く

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
位置・配置	・天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないように、大きな壁面を前面に見せない等、建築物の向きを工夫した配置とする。															
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面が単調な大規模建築物は、分棟、分節化などにより、ボリューム感を低減するよう配慮する。 ・山裾に建築する場合は、建築物が前面に大きく見ることがないように、建物の向きや配置等の工夫により小さく見せるよう配慮する。 また、建築物前面の緑地配置や山裾法面の緑化等により、背景となる山並みとの調和に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さについては、天橋立から眺めた場合、山の稜線（スカイライン）を分断しないよう配慮する。 															
意匠	屋根等	・勾配屋根を基本とする。ただし、勾配のある軒庇も可とする。														
	屋上	・塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観とし、背景の山並みとの調和に配慮する。														
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、屋外階段、バルコニー等は建築物本体と調和した外観とし、背景の山並みや周辺景観等との調和に配慮する。 ・幹線道路や天橋立から建物付帯設備が直接見えないよう設置位置等を工夫し、眺望景観に配慮する。 														
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・質感の高い自然素材を使用するなど、地域の環境と調和した材料を選択するよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある材料は、外壁に大きな面積で用いないよう努める。 														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・建築物の基調となる外壁の色彩 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </table> <p>※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等や伝統的塗装等も含む）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
		色相	明度	色相	彩度											
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
屋根	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。															
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外周や敷地外周部に緑地を配置し、背景の山並みや近隣の緑地等との調和に配慮する。 ・天橋立からの眺めに配慮し、海側の建築敷地の境界付近に緑地（残地森林や造成森林を含む）を配置し、背景の山並みの緑との調和を図る。 														

②俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
俯瞰景観重点ゾーン	建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積が10㎡以上のもの
	建築物の外観の変更又は色彩の変更	変更に係る面積が10㎡以上のもの

※いずれも軽易な行為等（非常災害時の応急措置、通常の管理行為等）は除く

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準																	
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する壁面位置等を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。 ・天橋立からの眺望及び沿道から天橋立への眺望を阻害しないように、海面や道路路面に向けて大きな壁面を前面に見せない等、建物の向きを工夫した配置とする。 																	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面が単調な大規模建築物は、分棟、分節化などにより、ボリューム感を低減するよう配慮する。 ・山裾に建築する場合は、建物が前面に大きく見えないよう、建築物の向きや配置等の工夫により小さく見せるよう配慮する。 また、建築物前面の緑地配置や山裾法面の緑化等により、背景となる山並みとの調和に配慮する。 ・建築物の高さについては、天橋立から眺めた場合、山の稜線（スカイライン）を分断しないよう配慮する。 ・俯瞰されるまち並みの連続性に配慮する。 																	
意匠	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・和瓦の勾配屋根を基本とする。 ・屋根勾配や向き、軒庇の高さや出幅を揃え、まち並みの連続性に配慮する。 																
	屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観となるよう努める。 																
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、屋外階段、バルコニー等は建築物本体と調和した外観とし、背景の山並みや周辺景観等との調和に配慮する。 ・幹線道路や天橋立から建築物付帯設備が直接見えないよう設置位置等を工夫し、眺望景観に配慮する。 																
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・質感の高い自然素材を使用するなど、地域の環境と調和した材料を選択するよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある材料は、外壁に大きな面積で用いないよう努める。 																
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・建築物の基調となる外壁の色彩 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>無彩色</th> <th>N7~N5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等や伝統的塗装等も含む)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 ※俯瞰景観重点ゾーンにおける建築物の外壁については、まち並みの連続性に配慮した素材や色彩を用いるよう努める。</p>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5		
	色相	明度	色相	彩度														
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下															
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下															
無彩色	N7~N5																	
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。 ・全ての建築物の屋根は和瓦を基本とし、以下の色彩とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R~2.5Y</td> <td>4以下</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他の色相は不可。 ※ただし、和瓦の灰やいぶし銀色はこの限りではない。</p>	色相	明度	彩度	10R~2.5Y	4以下	3以下											
色相	明度	彩度																
10R~2.5Y	4以下	3以下																
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の在来種を選定するなど、既存樹種との調和を配慮する。 ・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。 ・天橋立からの眺めに配慮し、阿蘇海に面した敷地境界付近に植栽を行う。 ・天橋立の松並木との連続性に配慮し、敷地の植栽に努める。 																

③幹線道路沿道ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
幹線道路沿道 ゾーン	建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの行為 ・4階建て以上の建築物 ・高さ12m以上の建築物 ・延べ床面積1,000㎡以上の建築物
	建築物の増築	増築後の建築物が上記のいずれかに該当する行為 (既存部分については、景観形成基準の指導対象とする)
	建築物の外観の変更又は色彩の変更	上記のいずれかに該当する建築物の変更に係る面積が10㎡以上の行為

※いずれも軽易な行為等（非常災害時の応急措置、通常の管理行為等）は除く

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
位置・配置	・道路に面する壁面位置等を揃えるなど、沿道景観の連続性に配慮する。															
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面が単調な大規模建築物は、分棟、分節化などにより、ボリューム感を低減するよう配慮する。 ・山裾に建築する場合は、建築物が前面に大きく見えないことがないよう、建築物の向きや配置等の工夫により小さく見せるよう配慮する。 また、建築物前面の緑地配置や山裾法面の緑化等により、背景となる山並みとの調和に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さについては、天橋立から眺めた場合、山の稜線（スカイライン）を分断しないよう配慮する。 															
意匠	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。 ・屋根勾配や向き、軒庇の高さや出幅を揃え、沿道景観の連続性に配慮する。 														
	屋上	・塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観となるよう努める。														
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、屋外階段、バルコニー等は建築物本体と調和した外観とし、背景の山並みや周辺景観等との調和に配慮する。 ・幹線道路や天橋立から建築物付帯設備が直接見えないよう設置位置等を工夫し、眺望景観に配慮する。 														
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・質感の高い自然素材を使用するなど、地域の環境と調和した材料を選択するよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある材料は、外壁に大きな面積で用いないよう努める。 														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・建築物の基調となる外壁の色彩 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">無彩色</td> <td style="width: 67%;">N7~N5</td> </tr> </table> <p>※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等や伝統的塗装等も含む)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
	色相	明度	色相	彩度												
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
屋根	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。															
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の在来種を選定するなど、既存樹種との調和を配慮する。 ・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。 														

④眺望景観沿道ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
眺望景観沿道ゾーン	建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの行為 ・4階建て以上の建築物 ・高さ12m以上の建築物 ・延べ床面積1,000㎡以上の建築物
	建築物の増築	増築後の建築物が上記のいずれかに該当する行為 (既存部分については、景観形成基準の指導対象とする)
	建築物の外観の変更又は色彩の変更	上記のいずれかに該当する建築物の変更に係る面積が10㎡以上の行為

※いずれも軽易な行為等(非常災害時の応急措置、通常の管理行為等)は除く

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する壁面位置等を揃えるなど、沿道景観の連続性に配慮する。 ・天橋立からの眺望及び沿道から天橋立への眺望を阻害しないように、海面や道路路面に向けて大きな壁面を前面に見せない等、建築物の向きを工夫した配置とする。 															
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面が単調な大規模建築物は、分棟、分節化などにより、ボリューム感を低減するよう配慮する。 ・山裾に建築する場合は、建築物が前面に大きく見えないよう、建築物の向きや配置等の工夫により小さく見せるよう配慮する。 また、建物前面の緑地配置や山裾法面の緑化等により、背景となる山並みとの調和に配慮する。 ・建築物の高さについては、天橋立から眺めた場合、山の稜線(スカイライン)を分断しないよう配慮する。 															
意匠	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根を基本とする。ただし、勾配のある軒庇も可とする。 ・屋根勾配や向き、軒庇の高さや出幅を揃え、沿道景観の連続性に配慮する。 														
	屋上	・塔屋部の突出を避け、建築物と一体となる外観となるよう努める。														
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備、屋外階段、バルコニー等は建築物本体と調和した外観とし、背景の山並みや周辺景観等との調和に配慮する。 ・幹線道路や天橋立から建築物付帯設備が直接見えないよう設置位置等を工夫し、眺望景観に配慮する。 														
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・質感の高い自然素材を使用するなど、地域の環境と調和した材料を選択するよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある材料は、外壁に大きな面積で用いないよう努める。 														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・建築物の基調となる外壁の色彩 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色相</th> <th style="width: 33%;">明度</th> <th style="width: 33%;">色相</th> <th style="width: 33%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 33%;">無彩色</td> <td style="width: 67%;">N7~N5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等や伝統的塗装等も含む)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
		色相	明度	色相	彩度											
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
屋根	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。															
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の在来種を選定するなど、既存樹種との調和を配慮する。 ・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。 ・天橋立からの眺めに配慮し、海側の建築敷地の境界付近に植栽を行う 														

⑤市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
市街地ゾーン	建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの行為 ・4階建て以上の建築物 ・高さ12m以上の建築物 ・延べ床面積1,000㎡以上の建築物
	建築物の増築	増築後の建築物が上記のいずれかに該当する行為 (既存部分については、景観形成基準の指導対象とする)
	建築物の外観の変更又は色彩の変更	上記のいずれかに該当する建築物の変更に係る面積が10㎡以上の行為

※いずれも軽易な行為等（非常災害時の応急措置、通常の管理行為等）は除く

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準															
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面が単調な大規模建築物は、分棟、分節化などにより、ボリューム感を低減するよう配慮する。 ・山裾に建築する場合は、建築物が前面に大きく見えないよう、建築物の向きや配置等の工夫により小さく見せるよう配慮する。 また、建築物前面の緑地配置や山裾法面の緑化等により、背景となる山並みとの調和に配慮する。 ・建築物の高さについては、天橋立から眺めた場合、山の稜線（スカイライン）を分断しないよう配慮する。 															
意匠	屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。 ・屋根勾配や向き、軒庇の高さや出幅を揃え、沿道景観の連続性に配慮する。 														
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・建築物の基調となる外壁の色彩 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材(焼き杉板等や伝統的塗装等も含む)、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
	色相	明度	色相	彩度												
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下													
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下													
無彩色	N7~N5															
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 															
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の在来種を選定するなど、既存樹種との調和を配慮する。 ・周辺環境との調和に配慮した植栽を行なう。 														

(2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更基準

- 工作物の形態、意匠又は色彩等の制限並びに、新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更に係わる良好な景観形成のための制限は以下のとおりとする。
- 対象区域内における自然公園内の特別地域においては、以下の基準に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準を満足させること。

① 自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更	
	工作物の種類	対象となる行為
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	煙突	高さ6m以上のもの
	高架水槽等	高さ8m以上のもの
	昇降機、ウォーターシュート等 (コースター、メリーゴーラウンド、観覧車等の遊戯施設)	高さ6m以上のもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、クラッシャープラント、その他これらに類する製造施設	高さ6m以上のもの
	自動車車庫の用途に供する施設	15㎡を以上のもの
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	高さ8m以上のもの
	汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設	高さ6m以上のもの
	装飾塔等	高さ4m以上のもの
	リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの

※届出対象となる工作物の増築、外観の変更等については、建築物の場合に準じ、10㎡未満は届出対象から除外する。

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準														
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮する。 ・ 工作物本来の機能を損ねることない範囲で周囲のまち並みや周辺の既存森林等との調和に配慮する。 ・ 建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせるとともに、自然景観との調和に配慮する。 														
色彩 外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・ 基調となる外観の色彩 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>8~5</td> <td>10R~2.5Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>7~5</td> <td>上記の色相以外</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>無彩色</td> <td>N7~N5</td> </tr> </table> <p>※ただし、工作物等の外観（外壁）において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩または、工作物等の外観（外壁）の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>	色相	明度	色相	彩度	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7~N5
色相	明度	色相	彩度												
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下												
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下												
無彩色	N7~N5														

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更	
	工作物の種類	対象となる行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	煙突	高さ12m以上のもの
	高架水槽等	高さ12m以上のもの
	昇降機、ウォーターシュート等 (コースター、メリーゴーラウンド、観覧車等の遊戯施設)	高さ12m以上のもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、クラッシャープラント、その他これらに類する製造施設	高さ12m以上のもの
	自動車車庫の用途に供する施設	高さ12m以上のもの
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	高さ12m以上のもの
	汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設	高さ12m以上のもの
	装飾塔等	高さ12m以上のもの
	リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの

※届出対象となる工作物の増築、外観の変更等については、建築物の場合に準じ、10㎡未満は届出対象から除外する。

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準			
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮する。 ・隣接する沿道景観の連続性に配慮する。 ・工作物本来の機能を損ねることない範囲で周辺景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせる。 			
色彩 外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。 ・基調となる外観の色彩 			
	色相	明度	色相	彩度
	5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下
	上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下
	無彩色	N7~N5		
<p>※ただし、工作物等の外観（外壁）において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩または、工作物等の外観（外壁）の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>				

(3) 開発行為

- 開発行為に係わる良好な景観形成のための制限は以下のとおりとする。
- 対象区域内における自然公園内の特別地域においては、以下の基準に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準を満足させること。

① 自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更等	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形を極力生かし、長大な法面やよう壁が生じないように配慮し、自然景観等との調和に配慮する。 ・ 法面やよう壁を設ける場合は、それらを分割する等工夫し、周囲に圧迫感を与えないようにするとともに、主要な視点場や天橋立、周辺から容易に望見されないように配慮する。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ よう壁には石材等の自然素材や同等の仕上げを施す等、周辺景観との調和に配慮する。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の結果生じた法面は、法面緑化を図る。 ・ 天橋立や周辺からの眺めに配慮し、開発区域外周及び、望見される区域界側に緑化の量を増やすなど、積極的な緑化を図るとともに、極力、既存森林の保全に努める。 ・ 緑化の際には、地域の在来種を選定するなど、隣接する既存樹種との調和に考慮する。

② 幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更等	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形を極力生かし、長大な法面やよう壁が生じないように配慮し、自然景観等との調和に配慮する。 ・ 法面やよう壁を設ける場合は、それらを分割する等工夫し、周囲に圧迫感を与えないようにするとともに、主要な視点場や天橋立、周辺から容易に望見されないように配慮する。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ よう壁には石材等の自然素材や同等の仕上げを施す等、周辺景観との調和に配慮する。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の結果生じた法面は、積極的に法面緑化を図る。 ・ 天橋立や周辺からの眺めに配慮し、開発区域外周に緑化を図る。 ・ 緑化の際には、地域の在来種を選定するなど、隣接する既存樹種との調和に考慮する。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

- 良好な景観形成のために制限する必要がある行為として、土石の採取・鉱物の採掘に係る制限を以下のとおりとする。
- 対象区域内における自然公園内の特別地域においては、以下の基準に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準を満足させること。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	・採取採掘の場所が周囲から望見できないように、採取位置や方法等に配慮する。
緑化	・行為の結果生じた法面は、法面緑化を図る。 ・行為を行なう場所や外周部においては、極力、既存森林の保全に努める。 ・行為完了後は速やかに隣接する既存植生に配慮し、緑化復元に努める。

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	・採取採掘の場所が周囲から望見できないように、採取位置や方法等に配慮する。
緑化	・行為の結果生じた法面は、積極的に法面緑化を図る。 ・行為を行なう場所や外周部においては、極力、既存森林の保全に努める。

(5) 木竹の伐採

- 良好な景観形成のために制限する必要がある行為として、木竹の伐採に係る制限を以下のとおりとする。
- 対象区域内における自然公園内の特別地域においては、以下の基準に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準を満足させること。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	木竹の伐採（通常の維持管理を除く）	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める。 ・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、植生の連続性の確保に努める。 ・行為完了後は速やかに隣接する既存植生に配慮し、緑化復元に努める。

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	木竹の伐採（通常の維持管理を除く）	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める。 ・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、植生の連続性がなくならないよう努める。

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

- 良好な景観形成のために制限する必要がある行為として、屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積に係る制限を以下のとおりとする。
- 対象区域内における自然公園内の特別地域においては、以下の基準に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準を満足させること。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	・天橋立や主要な視点場及び沿道から容易に望見できないように、位置、配置を工夫する。
緑化	・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、行為地外周を植栽等で遮蔽するよう努める。

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	・天橋立や主要な視点場及び沿道から容易に望見できないように、位置、配置を工夫する。
緑化	・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し、行為地外周を植栽等で遮蔽するよう努める。

(7) 水面の埋立て又は干拓

- 良好な景観形成のために制限する必要がある行為として、水面の埋立て又は干拓に係る制限を以下のとおりとする。
- 対象区域内における自然公園内の特別地域においては、以下の基準に加えて自然公園の特別地域における行為に関する許可基準を満足させること。

①自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	水面の埋立て又は干拓	500㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none">・護岸の表装はできるだけ石材等の自然素材を用いること。・法面が生じる場合は、低木及び中高木植栽等の緑化措置を図ること。

②幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーンにおける景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	水面の埋立て又は干拓	3,000㎡以上の行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none">・護岸の表装はできるだけ石材等の自然素材を用いること。・法面が生じる場合は、低木及び中高木植栽等の緑化措置を図ること。

(8) 特定照明

①対象区域全域における景観形成基準

1) 届出対象行為

	行為の種類	対象となる行為
対象区域全域	特定照明の新設、移設又は改設	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観に対する照明（特定照明）の新設、移設、改設 ・届出対象となる規模の建築物及び工作物に対する行為

2) 景観形成基準

項目	景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none">・建築物をライトアップする場合は、照らす対象を絞り込み控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止する。・上方照射する場合は、上空への漏れ光がないように設置角度に十分配慮する。・サーチライト等の投光器類による上空照射は行わない。・深夜(午後10時)以降は野外における照明を最小限にとどめ、可能な限り消灯する。

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

○道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要建造物として指定する。

- ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ・形態意匠に一定の様式美が感じられ、地域の景観上のシンボルとなっている建造物
- ・市民に親しまれ、愛されている建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

○道路や公園など公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する樹木について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で、景観重要樹木として指定する。

- ・地域の歴史的・文化的な資産として価値がある樹木もしくは樹木群
- ・樹高や樹形が地域のシンボリック的存在であり、地域住民に親しまれている樹木もしくは樹木群

5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

- 景観計画区域全域においては、当該区域の景観形成方針に基づき、眺望景観に対する重要な配慮を要する屋外広告物について、その表示及び掲出物件の設置に関する規制誘導の方針について検討する。
- 俯瞰景観重点ゾーンにおいては、ゾーンに隣接する代表的な視点場から俯瞰されることに考慮し、屋外広告物の表示及び掲出には十分な配慮を行うものとする。また、眺望景観沿道ゾーンにおいても、幹線道路沿道から天橋立への眺望及び天橋立から幹線道路が通る沿岸域方向への眺望に対して十分な配慮を行うものとする。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出物件の行為の制限に関する方針

①俯瞰景観重点ゾーンにおける行為の制限に関する方針

- 文珠地区、府中地区の俯瞰景観重点ゾーンにおいては、主要な視点場から俯瞰された場合における天橋立とまち並みに調和した趣ある景観を保全するため、「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」などの設置を行わないよう努める。

②眺望景観沿道ゾーンにおける行為の制限に関する方針

- 眺望景観沿道ゾーンは、幹線道路から天橋立への眺望を得ることができる観光道路としても重要な地域であるとともに、天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの豊かな眺望景観を保全するために、眺望を阻害する可能性の高い「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」などの設置を行わないよう努める。

③幹線道路沿道ゾーンにおける行為の制限に関する方針

- 天橋立や宮津湾、阿蘇海を周回する幹線道路沿道ゾーンにおける幹線道路の沿道においては、沿道景観の調和に考慮し、まち並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするとともに、非自己用の建植看板などの設置を行わないよう努める。

6. 景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項

○景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、港湾法による港湾等、良好な景観の形成に重要な次の公共施設を景観形成に重要な公共施設とし、整備に関する事項を定める。

なお、その他の公共施設についても、計画や整備の熟度と併せて景観形成に対する貢献度等を勘案して順次定めるものとする。

① 天橋立公園

○天橋立公園は日本三景のひとつに数えられる日本を代表する景観であり、眺望景観を構成する中心的な存在として整備を図る。

- ・松林や砂嘴の適正な維持管理
- ・官民一体となった保全、育成や利活用による持続的な維持管理の取組み

② 大手川

○『宮津の歴史と自然を生かした安全で心やすらぐ水辺づくり』をテーマとして、洪水からの安全性の向上を図ることはもとより、流域及び周辺の歴史的遺産や自然を生かした河川整備を図る。

- ・城下町の風情を残す護岸や親水空間整備（大手橋付近の下流域区間）
- ・安全快適に散策できる歩行者空間整備

③ 国道178号、府道宮津養父線、都市計画道路岩滝海岸線

○宮津湾、阿蘇海の海岸線を通る幹線道路、移動しながら天橋立や対岸の山並み等を眺望できる特徴的なルートであることから、沿道からの眺望に配慮した街路景観づくりを行なう。

- ・天橋立や周辺への眺望に配慮することを基本にした、道路付属物、道路占用物等の景観配慮
- ・府中地区及び文珠地区：電線地中化や歩道整備など街路の美装化や沿道のまち並みの景観形成による観光地としての景観創造と賑わい創出
- ・阿蘇海に面する天橋立への眺望が開けた道路として道路植栽への景観配慮

④ 阿蘇シーサイドパーク

○「人と人との交流、人と自然との共生」をテーマに、人と人、人と自然、人と産業・歴史・文化の交流ゾーンを設け整備を推進する。

- ・まちの象徴的施設として、観光レクリエーション施設や住民の憩いの場等の整備

